三十　住宅用又は家具用のワックス

（一）　品名の表示に際しては、その用途を適切に表現した用語に「ワックス」の用語を付して表示すること。

（二）　成分の表示に際しては、その含有量が一パーセント以上の主要成分（水を含む。）について、その成分の名称を例示のように一般的な名称を示す用語を用いて表示すること。

イ　ろう
ロ　油脂
ハ　有機溶剤
ニ　合成樹脂
ホ　シリコーン
ヘ　水

（三）　種類の表示に際しては、その種類を示す用語を用いて適正に表示することとし、その種類が次の表の上欄に掲げる種類に応ずるものであるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる種類を示す用語を用いて表示すること。この場合において、合成樹脂を主成分としたものについては、種類を示す用語の次に括弧書きで「樹脂系」の用語を用いて表示すること。

種類	種類を示す用語
ろう、油脂、合成樹脂等と有機溶剤を水に乳化したもの	乳化性
ろう、油脂、合成樹脂等を水に溶解、乳化又は可溶化したもの	水性
ろう、油脂、合成樹脂等を成分とするもので前二項に掲げるもの以外のもの	油性

（四）　用途の表示に際しては、その用途を適切に表現した用語を用いて表示すること。

（五）　正味量の表示に際しては、グラム単位若しくはキログラム単位又はミリリットル単位若しくはリットル単位によるものとする。この場合における許容範囲はマイナス三パーセント以内とすること。

（六）　使用量の目安に際しては、使用の適量について具体的にわかりやすく表示すること。

（七）　使用上の注意の表示に際しては、危険、事故の応急処置、室内環境面の配慮等の必要事項を製品の品質に応じて適切に表示すること。

（八）　表示には、表示した者の氏名又は名称及び住所又は電話番号を付記すること。

（九）　表示は、最小販売単位ごとに、その容器又は包装等消費者の見やすい箇所に本体から容易に離れない方法で分かりやすく記載してすること。

○総務省告示第百三号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成二十年総務省令第八号）第十三条の規定に基づき、受益権を有する信託に係る一般会計等負担見込額を算定するための基準を次のように定め、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十日

総務大臣　山本　早苗

受益権を有する信託に係る一般会計等負担見込額を算定するための基準

（一般会計等負担見込額の算定の基準）

第一条　地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（以下この条及び次条において「規則」という。）第十三条各号列記以外の部分に規定する総務大臣が定める基準は、次の各号に掲げる受益権を有する信託の区分に応じ、当該各号に定める額であることとする。

一　信託法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成十八年法律第百九号）による改正前の信託法（大正十一年法律第六十二号）に基づく信託　規則第十三条の規定により算定した額。ただし、信託行為に別段の定めがある場合には、当該額に、当該別段の定めに定めるところに従い調整を行って得た額

二　信託法（平成十八年法律第百八号。以下この号において「新信託法」という。）に基づく信託　零。ただし、新信託法第四十八条第五項の合意がある場合には、規則第十三条の規定により算定した額に、当該合意の内容に従い調整を行って得た額

2　前項の規定にかかわらず、当該年度の前年度の末時点において、当該信託の目的である建物の建設若しくは土地の造成が完了していないとき又は完了後から三年を経過していないときは、規則第十三条の規定により算定した額を零とすることができる。ただし、信託財産の状況等から判断して当該額を零とすることが不適当である場合は、この限りでない。

（資産の評価額の基準）

第二条　規則第十三条第三号に規定する総務大臣が定める基準は、次の各号のいずれかの額であることとする。

一　当該年度の前年度における不動産鑑定士による鑑定評価により得た価額又は当該年度前三年度内の不動産鑑定士による最後の鑑定評価により得た価額に合理的な調整を行って算定した額

二　次の算式により算定した額

算式

A÷B

算式の符号

A　当該年度前3か年度（ただし、災害その他やむを得ない事情により収益が著しく減少し、又は費用が著しく増加した年度がある場合は、当該年度を除くことができる。）の信託利益金の額（損益計算書その他の信託財産の状況を明らかにする書類における期中の収益の合計額から期中の費用の合計額を控除した額又は期中の利益の合計額から期中の損失の合計額を控除した額をいう。）の平均額

B　当該信託に係る資産の還元利回り（最も一般的と認められる投資の利回りを標準とし、その対象となる資産及び当該信託に係る資産の投資対象としての流動性、管理の難易、資産としての安全度等を相互に比較考量して当該地方公共団体が定める値をいう。）

三　前二号の算定方法により難い特別の事情がある場合におけるその他の資産の評価手法として合理的と認められるものにより算定した額

○総務省告示第百四号

地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（平成二十年総務省令第八号）第十四条第三号の規定に基づき、設立法人以外の者に対する貸付金に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準を次のように定め、平成二十九年四月一日から施行する。

平成二十九年三月三十日

総務大臣　山本　早苗

設立法人以外の者に対する貸付金に係る一般会計等負担見込額の算定に関する基準

第一　総括的事項

定義

1　本基準における用語の使用については、2に定めるもののほか、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）、地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行令（平成19年政令第397号）及び地方公共団体の財政の健全化に関する法律施行規則（以下「規則」という。）の例による。

2　本基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

(1)　特定短期貸付金　規則第14条第3号に掲げる貸付金のうち、その償還財源に貸付けの相手方である設立法人以外の者（受益権を有する信託の受託者を除く。以下同じ。）が当該地方公共団体以外の者から借入れを行った借入金（当該借入金の償還財源として、当該年度に、当該年度内に償還すべきものとして当該地方公共団体の一般会計等から当該設立法人以外の者に対して貸付金の貸付けを行った、又は行う見込みがあるものに限る。）が充てられたものをいう。